

多摩市 犯罪のない安全なまちづくり 推進計画



— 地域の力で安全安心のまちをつくる —

多 摩 市

はじめに

市民や事業者が安全で安心して暮らし、活動できるまちづくりを進めるために犯罪を撲滅していくことは、市民・事業者・行政等の各々が取り組むべき重要課題の一つです。

多摩市では、平成20年に「多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、平成21年に「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」を策定し、以降5年毎に改定を行いながら、安全安心なまちづくりへの取り組みを進めてきました。

しかしながら、高齢者を主な対象とする特殊詐欺などの消費者被害は後を絶ちません。また、この間の新型コロナウイルス感染症のまん延により、在宅時間が増加したことから、各種手続きのオンライン化やインターネットサービスの普及が進んでおり、インターネットを介して若者世代を巻き込む、いわゆる闇バイトについても大きな社会問題となっています。

このような課題に対処し、多くの方が暮らし、活動を行っている多摩市から犯罪被害を撲滅するため、今回第4期の計画に改定を行いました。

市民一人ひとりが防犯対策を「知る」ことに加え、自分の身を守る「行動」を実践できるよう、引き続き、市民・事業者の皆様、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会、関係機関等と一体となった取り組みを行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

この積み重ねを継続して行っていくことで「自分達のまちは、自分達で守ろう」という気運をさらに醸成し、「犯罪のない、安全で安心してくらせる街づくり」の実現に引き続き取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提案をいただきました「多摩市安全安心まちづくり推進協議会」の皆様をはじめ、様々なかたちでご協力をいただきました市民の皆様に御礼を申し上げます。

令和6年4月

多摩市長 阿部 裕行

目 次

I 計画の概要

1	計画策定趣旨	4
2	計画の根拠と位置付け	4
3	計画の対象	5
4	計画期間	5

II これまでの取り組み

1	多摩市の防犯施策の取り組み	6
2	安全安心まちづくり推進協議会の成果	7
3	危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定	7
4	中小企業事業者等サイバーセキュリティに関する協定	7

III 現状

1	多摩市内の犯罪発生状況	8
2	市内における犯罪の傾向	8
3	市内における不審者情報の傾向	10
4	防犯に関する環境整備	11

IV 課題

1	自分の身は自分で守る「意識づくり」(自助意識の醸成)	11
2	新たな担い手を含む「地域づくり」(ネットワーク)	11
3	持続可能な防犯「環境づくり」(防犯を支える基盤)	11

V 計画の基本方向

1	計画の目標	12
2	成果指標	12

VI 推進計画の体系

1	施策の体系図	13
---	--------	----

VII 具体的な施策

1	自分の身は自分で守る「意識づくり」(自助意識の醸成)	14
2	新たな担い手を含む「地域づくり」(ネットワーク)	16
3	持続可能な防犯「環境づくり」(防犯を支える基盤)	18

I 計画の概要

1 計画策定趣旨

多摩市は、これまで犯罪のない安全なまちづくりを展開していくため「自主防犯組織の支援やネットワークづくり」を掲げ、自主防犯組織の設置促進や各種防犯活動用資器材の貸し出し等を行い、犯罪の防止・抑止を図ってきました。

自主的な市民活動に関心を寄せている方たちは、犯罪防止に努めている警察や市の取り組みだけでなく、自ら防犯意識を高めるとともに積極的に地域における防犯活動を展開し、犯罪の防止・抑止の一端を担ってきていただいています。

こうした市民の献身的な防犯活動と市や警察の取り組みにより、市内の刑法犯罪発生件数は平成11年から年々減少傾向にあります。

多摩市では、さらなる犯罪の防止・抑止を図り、誰もが安全で安心してくらすことができるまちとしていくため、市、市民、地域活動団体、事業者等、防犯関係機関が、それぞれの立場で犯罪の防止・抑止に取り組む基本的事項を定めるとともに、互いに連携・協力し防犯意識の高揚や自主的な防犯活動の推進を図っていく、「多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例」を平成20年10月に制定しました。

本計画は、この条例に基づき、市、市民、地域活動団体、事業者等、防犯関係機関などがそれぞれ主体的に進めている「犯罪のない安全で安心してくらすまちづくり」の活動や施策の展開について、さらに、相互の連携を深め、より効果的・総合的に防犯活動を推進し、誰もが安全で安心してくらしをしていくための推進計画です。

インターネットサービスの普及や各種手続きのオンライン化への移行など、社会情勢は変化し続けています。こうした中、高齢者をターゲットにした特殊詐欺や闇バイトが大きな社会問題になっており本市における脅威の一つでもあります。より一層の安全安心まちづくりを進めるため、社会情勢の変化に対応した防犯の取り組みを引き続き計画的に行っていく必要があります。こうしたことから、第3期計画の期間満了を迎えるにあたり、第4期計画となる令和6年度から令和10年度までの5ヵ年計画を策定するものです。

2 計画の根拠と位置付け

本計画は、多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例(平成20年多摩市条例第27号)を根拠とし、「多摩市総合計画」と整合を図り、市の生活安全分野における具体的実行計画として策定します。

東京都安全安心まちづくり条例

多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例

多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画

※他の関連計画とも連携をとりながら計画を推進していきます。

3 計画の対象

「犯罪のない安全で安心して暮らせる街づくり」を実現するには、犯罪への対策が必要不可欠です。犯罪への対策には、防犯活動等により犯罪を未然に防止するという「犯罪の予防」と、警察等による犯罪捜査や、被害者支援という「犯罪への対応」があります。

本計画では、犯罪を未然に防ぐ「犯罪の予防」に関する取り組みを対象とし、市、市民、事業者、警察その他関係機関等が、それぞれの役割のもとに連携して取り組みます。

また、多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例第4条に規定された市の役割を具体化するものとして、啓発事業の「意識づくり(自助意識の醸成)」や「地域づくり(ネットワーク)」と、環境整備事業の「環境づくり(防犯を支える基盤)」に関する取り組みを行います。

		犯罪への対策		
		犯罪の予防（市、市民、事業者等、関係団体等の連携）		犯罪への対応 （警察等）
		意識づくり （自助意識の醸成）	地域づくり （防犯活動の支援・実施）	
事業の性質	啓発事業	【主な取り組み例】 ○多摩市版防犯ボランティア制度の検討 ○大学等との連携による啓発活動の検討 ○高齢者（特殊詐欺対策）、子ども・若者（不審者対策・間バイト対策）等を対象とした講習会 ○様々な広報媒体を活用した防犯情報の提供 ○地域イベント等における啓発活動	【主な取り組み例】 ○安全安心ネットワーク拡充 ○防犯コーディネーターの仕組みの検討 ○大学等との連携 ○防犯活動団体等を対象の講習会 ○防犯パトロールの実施（ながらパトロール実施） ○防犯用品の貸与 ○空家の利活用や相談窓口紹介、管理不全空家所有者への指導等	■犯罪捜査 ■犯人逮捕 ■被害者支援 ■再犯防止
		本計画の対象		
環境整備事業		環境づくり（防犯を支える基盤）		
		【主な取り組み例】 ○自動通話録音機の貸出 ○防犯カメラの適切な設置運用 ○動く防犯カメラとしてのドライブレコーダーの活用 ○特定空家解消のための行政代執行 ○通学路等歩道の安全環境整備やカーブミラー設置等		

※他計画においても推進する取り組みを含みます

4 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

Ⅱ これまでの取り組み

1 多摩市の防犯施策の取り組み

多摩市は、多摩ニュータウン開発前から続く農村地帯でしたが、多摩ニュータウン開発計画による、昭和46年の第一次入居以降、人口が急増してきたまちです。今日では、第一次入居の諏訪・永山地区をはじめ、既存地区の一部でも、高齢者世帯が多くなってきていることや子どもたちが少なくなっている社会状況を受けて、地域を見守る目が少なくなっているところも出ています。

そんな中、子どもたちを狙った「つきまとい」、「声かけ」、「露出」などを行う不審者の出没情報が平成17年には100件前後、市に寄せられていました。このため、PTAや青少年問題協議会地区委員会及び多摩稲城防犯協会等は、子どもたちや地域の安全確保のため、地域の方と協力し合いながら防犯活動や健全育成活動を行い、子どもたちの健やかな成長と地域の安全安心を見守ってきました。

多摩市では、平成16年4月に防災安全課内に新たに防犯担当を設け、防犯活動用資器材の貸出しのほか、青色防犯回転灯装着車による市内パトロールなどを実施してきました。

また、学校においては、多摩中央警察署の協力を得て、安全指導を積極的に授業に取り入れ、子どもたち自身の危険を予測し回避する能力の向上を図っています。

あわせて、保護者や地域の方に子どもの見守りを働きかけ、「こども110番活動」の充実を図るとともに、PTA、青少年問題協議会地区委員会、多摩稲城防犯協会及び地域の自主防犯活動団体等の防犯活動により、市内の犯罪発生件数は減少傾向にあります。

また、平成17年度から不審者出没や犯罪発生等に関する情報をメールで配信を開始しました。開始から3年間は100件を超える不審者の出没がありましたが、ボランティア団体の増加や防犯メールを活用した見守り活動が増えたことにより、令和4年度では、39件と3分の1程度まで減少することができました。

現在では、犯罪の様態も多様化し、なかでも「オレオレ詐欺」、「還付金詐欺」、「預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗」といった、いわゆる特殊詐欺が台頭しています。特殊詐欺は、被害者のうち65歳以上が全体の大半を占めるなど、高齢者を狙った極めて悪質な犯罪で、その手口は巧妙化しています。このことから、市では平成27年度より、自動通話録音機の貸出事業を開始しており、通話前の警告や犯人の音声録音を行うことで犯罪の抑止に向けた取り組みを行うため、令和4年度までに約2700台を貸し出しています。

また、新型コロナウイルス禍においては外出を控える方も多く、在宅時間が増加しました。このことから在宅高齢者を狙った特殊詐欺の電話やいわゆる訪問盗などの被害防止のため、防災行政無線を利用した呼びかけや、市内パトロール活動による注意喚起や犯罪抑止の取り組みを行いました。

2 安全安心まちづくり推進協議会の成果

「多摩市安全安心まちづくり推進協議会」は、「多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例」に基づき、安全安心な暮らしに関する事項を協議するために、平成21年に設置されました。

協議会では、安全安心な暮らしに関する事項の討議を重ね、以下のとおり種々の実績を積み上げ、着実な成果を上げています。

1. 多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画の審議
2. 条例に基づく防犯カメラの適切な運用についての検討・意見
3. 不審者出没や犯罪発生等に関する情報メール登録者の着実な増加
4. 犯罪認知件数の減少
5. 暴力団排除条例の検討
6. 多摩市安全安心ネットワークの推進
7. 防犯カメラ等の設置及び運用に関するガイドラインの審議

3 危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定

平成29年10月16日、多摩市・警視庁多摩中央警察署、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会南多摩支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部において、市内の安全安心なまちづくりを実現するため、危険薬物及び特殊詐欺の根絶に向けて「危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定」の締結を行いました。

本協定の内容は、上記4者間における必要な事項の情報共有、通信体制の強化、各協会における啓発活動の推進、建物を危険薬物の販売や特殊詐欺の拠点にされない旨の確約書、解除条項を盛り込んだ契約書の使用推進などです。

本協定締結により、それぞれの役割を明確にし、連携を強化することで、危険薬物及び特殊詐欺被害の根絶の推進が図られることが期待されます。

4 中小企業事業者等サイバーセキュリティに関する協定

平成30年10月23日、多摩市・多摩中央警察署・多摩商工会議所において、サイバー犯罪への対策が進んでいない中小企業を支援するため、サイバー犯罪への備えの強化に向けて「多摩市中小企業事業者等サイバーセキュリティに関する協定」の締結を行いました。

本協定の内容は、東京オリンピック・パラリンピック開催を2年後に控えた中で、市内中小企業においてサイバー犯罪への備えができるよう取り組みを強化していくものです。

本協定締結により、中小企業向けのセミナーの開催、広報啓発活動、Tcyss(ティーサイズ＝東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク)の活用など、きめ細やかな支援を推進することで、市内事業者の安心安全の礎となることが期待されます。

Ⅲ 現状

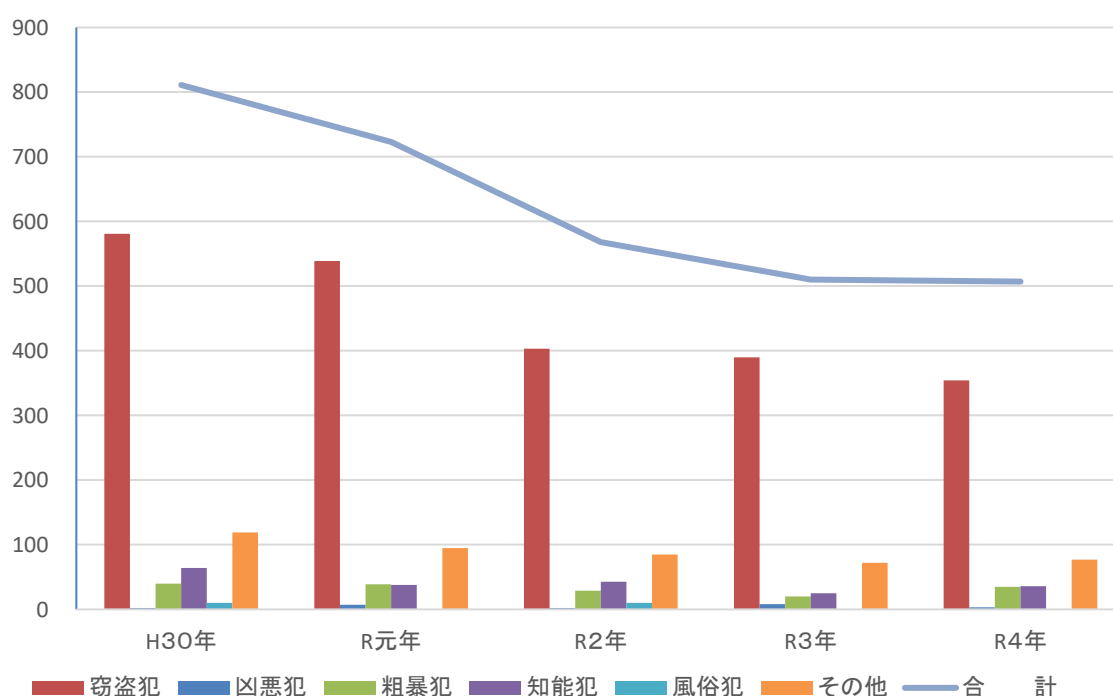
1 多摩市内の犯罪発生状況

多摩市内の刑法犯罪発生件数(表)は、平成11年の3,420件をピークに、平成30年は811件、令和4年は507件となっており、ピーク時より約85%減少し、年々減少傾向となっています。この傾向については、全国的なものではありますが、大きな要素としては、警察の努力はもとより、市民の皆さんの防犯に対する関心の高まりや献身的な自主防犯活動が活発に行われてきていることによるものと思われます。

しかしながら、最近は高齢者等を狙って、家族や国または市職員の名をかたり、会社のお金を使い込んでしまったので至急返さなければならない、あるいは税金や年金などの還付金があるなどと言って、金融機関のATM(現金自動預け払い機)を巧みに操作させ、大切なお金をだまし取る「特殊詐欺」が増えている状況にあります。

【市内の刑法犯発生件数／過去5年間】

多摩市内の犯罪発生状況(刑法犯認知件数)



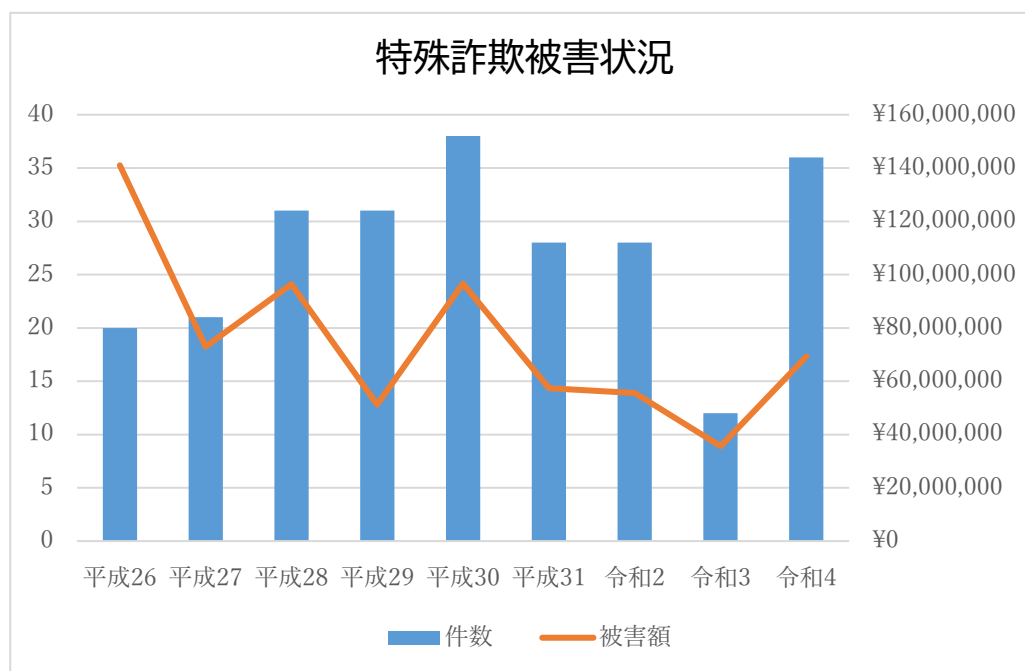
※警視庁統計を参考に作成

2 市内における犯罪の傾向

市内で発生した犯罪を罪種別でみると、日々の暮らしの中に防犯意識が浸透することで被害を抑止できる「自転車盗」、「オートバイ盗」、「車上ねらい」、「空き巣」が、全体の約3割を占めています。

また、市内の特殊詐欺発生件数は、平成30年の38件をピークに、コロナ禍により人と人との接触機会の減少などもあり、年々減少していましたが、令和4年は36件(対前年比24件増)と増加に転じました。また、被害額も増加傾向に転じています。

【市内の特殊詐欺発生件数とその被害額／過去9年】

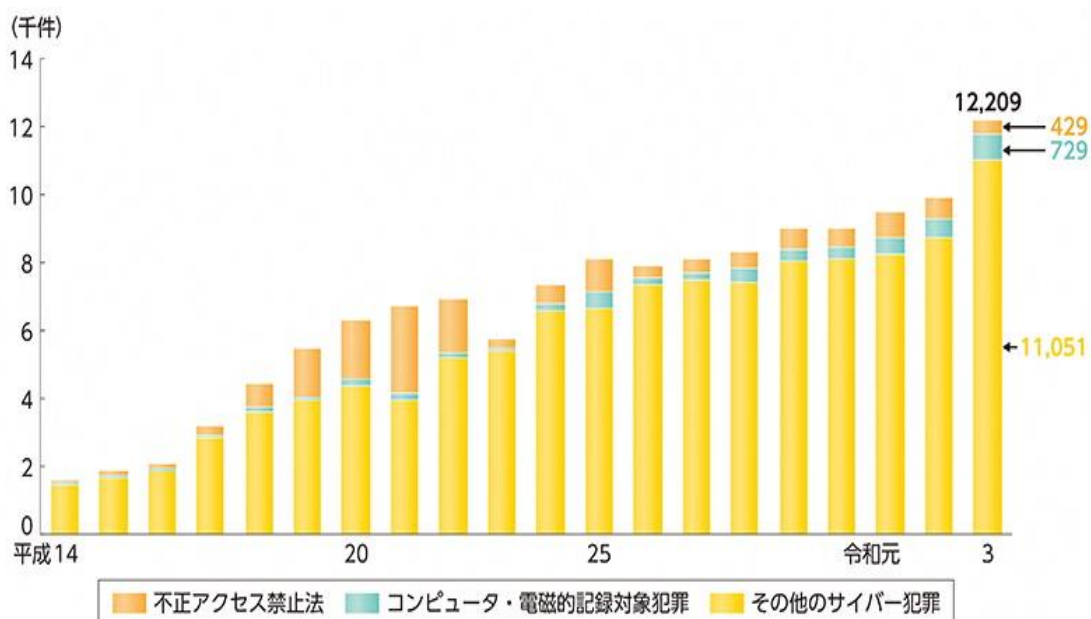


※警視庁統計を参考に作成

インターネットサービスの利用が進む中、不正アクセス等のサイバー犯罪の検挙件数が全国で増加しています。また、普及が進んでいるキャッシュレス決済サービスを利用した犯罪等の新たな手口も発生しています。市内の商店や行政におけるサービスでもキャッシュレス化が進んでいることから、今後、市民がキャッシュレス決済サービスを悪用した詐欺などの犯罪被害に遭う恐れがあります。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンラインによる各種手続きやショッピング等が増加したことで、インターネット上での新たな犯罪や闇バイトによる連続強盗事件など犯罪は多様化しています。

【国内のサイバー犯罪の検挙件数／過去20年】



※「令和4年度版犯罪白書(法務省)」より

【国内の民間消費支出に占めるキャッシュレス決済の割合／過去13年】



※「2022 年のキャッシュレス決済比率を算出しました(経済産業省)」より

3 市内における不審者情報の傾向

この不審者情報の傾向は、事前に登録していただいた方々にメールで情報発信した内容をまとめたものです。

平成17年度から開始し、学校をはじめ、学童クラブや児童館等の、防犯ネットワーク登録団体からの情報を防災安全課から登録者へ配信しており、令和4年度末時点での登録数は11,000件を超えています。

過去5年間の情報により不審者の出没しやすい傾向は以下のとおりです。

◎出没傾向

- 地 域 : 市内駅周辺の地域
- 曜 日 : 9割以上が平日。中でも水曜日に多い
- 時 間 帯 : 15時から17時の下校時間帯
- 発信内容 : 露出、痴漢、接触、声かけ、つきまとい、撮影

日頃より防犯ボランティアの方々には、各地域の見回り活動をいただいておりますが、これらの過去の出没傾向や不審者情報を重点的にパトロールいただいた結果、令和4年度の不審者情報は39件とほぼ横ばいとなっています。

引き続き防犯ボランティアの方々のパトロール活動をお願いするとともに、防犯メールの登録者が1人でも多くなるようPRしていきます。

また、学校通学路においても、毎年安全点検を実施し、環境改善や注意喚起を行うとともに防犯カメラを活用して、引き続き不審者対策に努めていきます。

4 防犯に関する環境整備

市内では、以前より商店会や各店舗において防犯カメラを設置し、犯罪の防止・抑止に効果を発揮してきましたが、近年では個人宅等で防犯カメラやセンサーライト等の防犯設備の設置など、地域における防犯に関する環境の整備が進んでいます。

市でも、公共施設や通学路など様々な場所で、防犯カメラ等を設置するなど防犯環境を整備してきました。

防犯カメラの設置について、多摩稲城街頭防犯カメラ設置協議会(事務局:多摩中央警察署)は、地域住民が主体となって街頭防犯カメラの設置促進を図り、犯罪の起きにくい社会作りを進め、「安全で安心して暮らせる街、多摩稲城」の実現を目指すために設置された団体で、多摩稲城防犯協会など8団体で運営されており、市としてもその活動を支援していきます。現在、同協議会では現在多摩中央警察署管轄の多摩市・稲城市で合計46台カメラを設置しています。多摩市内には31台設置されていますが、カメラ設置から7年以上経過しており、機器の老朽化が進んでいる状況です。

IV 課題

1 自分の身は自分で守る「意識づくり」(自助意識の醸成)

自転車盗や特殊詐欺などは、日々の暮らしの中に防犯意識が浸透することで被害を防止することができます。インターネットを利用した犯罪も同様です。犯罪を未然に防止するには、市民一人ひとりが「自分の身の安全は自ら守る」という防犯意識を持ち、防犯対策を実践することが必要です。

2 新たな担い手を含む「地域づくり」(ネットワーク)

地域の防犯活動の主体となっている自治会の加入率は年々減少傾向であり、担い手の高齢化とともに活動の継続性が危惧されています。地域活動に参加していない理由として、仕事や家事等で忙しいことが挙げられています。地域における防犯活動が継続されるよう、多くの方が防犯活動を実践することが必要です。

3 持続可能な防犯「環境づくり」(防犯を支える基盤)

地域団体や事業者等が行う美化活動によって、防犯環境が維持されていることに加え、自動通話録音機や防犯カメラなどの防犯設備の設置が進んでいることで、犯罪の減少につながっていると考えられます。更なる犯罪の減少に向けて、引き続き持続可能な犯罪が起これにくいまちづくりを進めていくことが必要です。

安全安心なまちづくりの実現に向けて、現在の環境を取り巻くさまざまな課題への対応については、相互に連携しながら対応することが求められています。

V 計画の基本方向

1 計画の目標

本計画は、市、市民、地域活動団体、事業者等、防犯関係機関が、互いに連携・協力し、防犯意識の高揚や自主的な防犯活動を促進し、犯罪の防止・抑止を図っていくことで、「犯罪のない安全で安心してくらせるまち」にしていくことを目標とします。

計画目標
犯罪のない安全で安心してくらせるまち

2 成果指標

本計画では、「犯罪のない安全で安心な暮らし」の実現に向けて、多摩市世論調査(以下、「世論調査」といいます。)における設問「生活環境の総合評価／犯罪・風紀の点」の「良い」、「どちらかといえば良い」の割合向上(※いわゆる「体感治安の向上」)を成果指標とし、令和6年度から令和10年度までに実施する世論調査の「生活環境の総合評価／犯罪・風紀の点」の平均値が、令和3年度に調査した「生活環境の総合評価／犯罪・風紀の点」の割合(78.1%)を上回ることを目指します。

成果指標	現状(令和5年)	目標値(令和10年)
体感治安の向上 世論調査における設問「生活環境の総合評価／犯罪・風紀の点」の「良い」、「どちらかといえば良い」の割合	78.1% ※第39回世論調査 (令和3年度実施)	80% 

※参考

第38回世論調査(令和元年度実施)	75.6%
第37回世論調査(平成29年度実施)	72.1%

VI 推進計画の体系

1 施策の体系図

◇計画目標：犯罪のない安全で安心してらせるまち

目標を達成するための主な取り組み

1 自分の身は自分で守る「意識づくり」（自助意識の醸成）

・市民の防犯意識の向上（継続）

たま広報、ホームページ等を活用しての啓発や団体の活動報告、防災行政無線による呼びかけ

・児童・生徒、高齢者、障がい者等の防犯意識の向上（継続）

被害を受けやすい児童・生徒、高齢者等への安全教育の推進や情報提供の充実、インターネット使用マナー指導、見守り活動の充実や講演会の実施

・不審者情報、特殊詐欺情報の提供（継続）

防犯メール等を利用した不審者情報や啓発情報の提供、インターネット適正利用の周知、闇バイト（受け子等）の危険性、巧妙化する特殊詐欺の発生情報や啓発情報の提供

・多摩市版サイバー防犯ボランティア制度の検討（新規）

情報教育、SNS等の情報リテラシー教育の必要性から多摩市版サイバー防犯ボランティア制度を検討

・大学等との連携による啓発活動の検討（新規）

大学等との連携により新たな啓発手法・活動を検討し、特殊詐欺等の被害等に遭わないよう効果的な対策を検討

2 新たな担い手を含む「地域づくり」（ネットワーク）

・「多摩市安全安心ネットワーク」の拡充（継続）

自主防犯活動団体の設置促進及び自主防犯活動団体と行政機関とのネットワークの拡充

・自主防犯ボランティア活動への支援（継続）

自主防犯活動組織の支援、コミュニティ活動の促進、防犯資機材の支援

・通学路等における児童等の安全確保（継続）

通学路点検の実施、子ども見守り活動の充実、学校・市・地域活動団体等が協議する場の継続設置

・防犯コーディネーターの仕組みの検討（新規）

地域防犯を俯瞰しながら地域の防犯情報を広く収集する自治体職員が、地域の防犯コーディネーターとして活動できる仕組みを検討

・大学等との連携による新たな担い手の創出の検討（新規）

大学等との連携により効果的な啓発活動を行う新たな担い手の創出を検討

3 持続可能な防犯「環境づくり」（防犯を支える基盤）

・自動通話録音機貸出事業の実施（目標値新設）

自動通話録音機の貸出による防犯環境の整備

・犯罪防止に配慮した道路・公園・居住空間づくりの維持促進（継続）

道路・公園環境の再整備では、地域防犯に配慮した環境づくりの検討実施（街路灯・公園灯・ミラー・樹木管理等）

・学校における安全確保の推進（継続）

不審者侵入対策、通学路の安全管理、避難訓練や安全指導の実施、通学路の防犯カメラの設置

・防犯カメラの適切な設置運用（継続・新規）

個人のプライバシーに配慮した防犯カメラの適切な設置運用ガイドラインの見直し、ドライブレコーダー（動く防犯カメラ）を活用した見守りネットワークづくりの検討

・犯罪防止に配慮した共同住宅等の普及（継続）

多摩市街づくり条例、東京都安心安全まちづくり条例の適正運用

・特定空家対策（新設）

特定空家に至らないための注意喚起、住宅施策との連携や利活用の相談窓口の紹介

VII 具体的な施策

1 自分の身は自分で守る「意識づくり」(自助意識の醸成)

◎ 重点取り組み

計画を策定してから15年間に渡り、市民の防犯意識の高揚について重点的に展開してきたことにより、市民の防犯に対する理解や関心が高まってきました。このことにより、今後は、地域防犯活動団体等及び警察と協働し防犯イベント活動の参加者を増やしていきます。

① 市民の防犯意識の向上

- 広報や公式ホームページの活用、犯罪の防止・抑止に関するポスター、チラシ、パンフレットを公共施設等で配布します。また、地域の掲示板に掲示して防犯の意識を更に高めていきます。
- 地域活動団体が行う防犯活動の周知を図り、活動への参加者を増やしていきます。
- 「防犯講座」を警察関係者の協力を得ながら開催し、犯罪発生状況や防犯対策の説明並びに直接意見交換等を行い、防犯意識の向上を図っていきます。
- 防災行政無線を使って、子どもたちや地域の見守りを願う呼びかけを行ったり、特殊詐欺被害防止のため、緊急に市民に広報すべき情報を流し、市民の安全安心の確保に努めていきます。
- 地域防犯活動団体等及び警察と協働して防犯パレードや防犯イベントなどの啓発活動を実施し、防犯意識高揚のPRに努めていきます。

② 児童・生徒、高齢者、障がい者等の防犯意識の向上

- 保護者や市民の参加のもと警察と連携したセーフティ教室を計画的に実施し、家庭、学校、地域の連携による犯罪被害防止教育の推進を図っていきます。
- スマートフォン・携帯電話やパソコンで、インターネットの危険性のあるサイトに接続した結果、高額な利用料金を請求されたり、また、SNS 等に誹謗中傷を書き込んだり書き込まれたりして加害者、被害者になってしまう事例が多発しています。こうしたトラブルに巻き込まれないように、子どもだけでなく保護者も含めたスマートフォン・携帯電話やパソコンの使用マナーの指導に努めていきます。
- 地域の安全マップづくりを促進し、子どもたちに危険を予測する能力を育成するとともに、地域の防犯環境を把握できるようにしていきます。
- 自転車等のカゴに取り付けられる防犯パトロールシートをPTA中心に貸し出すことにより、見守る目を増やしていきます。
- 高齢者や障がい者が犯罪被害者にならないよう、日常的に接する民生委員・児童委員、自治会、管理組合、介護保険事業者・障害福祉サービス事業者及び消費生活センター、地域包括支援センター、地域活動支援センターに防犯関連の情報提供を行っていきます。また、犯罪を行う側に巻き込まれる可能性もあるため、加害者にならないよう関係機関と連携を図っていきます。

③ 防犯情報等の提供

- 学校関係や多摩市安全安心ネットワーク団体などから寄せられた、不審者(露出・つきまとい・声かけなど)に関する情報や警察からの犯罪や特殊詐欺等の情報を防犯メールにて情報提供します。さらに、防災行政無線を活用し、犯罪の防止・抑止に関する注意喚起や啓発情報等の提供を行い、犯罪抑止とともに防犯意識の向上に努めています。
- 防犯メールの登録者は、令和4年度末現在で約 11,000 人です。メール登録者については、15,000 人を目標にPR活動に取り組んでいきます。

④ 多摩市版サイバー防犯ボランティア制度の検討(新規)

- 情報教育・情報リテラシー・SNS リテラシー教育の必要性から、多摩市版サイバー防犯ボランティア制度を検討します。
- 子供たちが自由に親よりもインターネットが使える時代になっています。生成 AI もあり、インターネットから有益な情報に加え、同時に悪い情報も入ってくることから、情報リテラシー教育としてサイバー防犯ボランティア制度を検討します。
- X(旧 Twitter)、Facebook、LINE、Instagram といった SNS に子供たちが接触して「闇バイト」に関わることがあることから、子どもたちを守る活動を行います。

⑤ 大学等との連携による啓発活動の検討(新規)

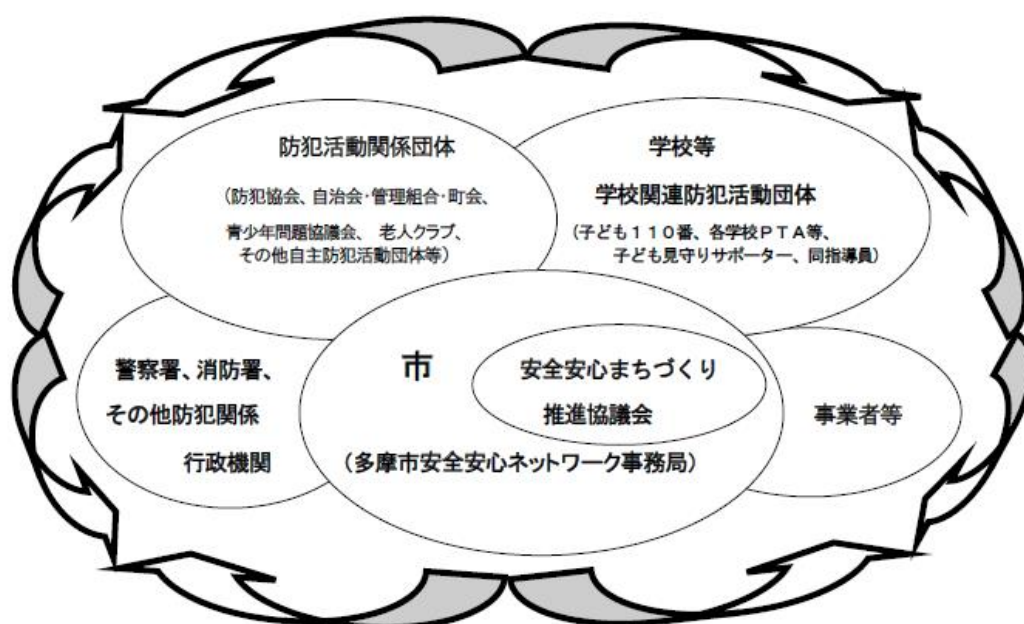
- 大学等と連携し、特殊詐欺等の被害等に遇わないための新たな啓発手法を検討・実施していきます。
- 大学等と連携し、新たな手法(「防犯ゲーム」)等による特殊詐欺対策の取り組みを行っていきます。
- 地域特性にあわせた(町内会毎)効果的な啓発方法や若者・学生視点での啓発手法を展開していきます。

2 新たな担い手を含む「地域づくり」(ネットワーク)

◎ 重点取り組み

「多摩市安全安心ネットワーク」イメージ図にあるような自治会、管理組合、町会をはじめとする自主防犯活動を行っている各種団体並びに市や防犯関連機関とのネットワーク組織の構築を行い、団体間での情報の共有化や連携の強化を図り、より効果的な防犯活動ができるようにしていきます。

「多摩市安全安心ネットワーク」イメージ図



ネットワークの防犯施策の展開事項

- ・各団体に対する情報の発信や各団体からの情報の収集
- ・各団体間との情報交換や意見交換の場の設定
- ・各団体相互の防犯活動の連携促進
- ・一斉活動の促進他

① 「多摩市安全安心ネットワーク」の現状と促進

- 「多摩市安全安心まちづくり推進協議会」が推奨している多摩市安全安心ネットワークは、平成24年度から団体登録を開始しました。初年度は44団体の登録があり平成28年度までに58団体となりました。その後、平成29年度に幼稚園や保育園、更に私立学校(小・中・高・大)や商店会に働きかけ現在までに126団体となりました(公立学校は、教育委員会が取りまとめて情報共有しています)。今後も、登録数を増やし、引き続き登録団体と市や防犯関連機関との自主防犯活動団体のネットワーク化を構築していきます。

また、このネットワークに登録した団体による会議を、必要に応じて開催し団体間の情報の共有化や連携の強化を図り、より効果的な防犯活動ができるようにしていきます。

② 自主防犯ボランティア活動への支援

- 地域防犯活動団体における活動の継続や活性化していく体制づくり、地域防犯ボランティア活動団体のリーダー育成を図っていくために、東京都が毎年、主催する防犯リーダー研修会へ推薦していきます。
- 青少年問題協議会地区委員会が中心となって行っている「あいさつ運動」などのコミュニティ活動の促進を図ることにより、地域の防犯力の向上と犯罪防止に努め、安全な地域社会を形成していきます。
- 自主防犯ボランティア活動に必要な資器材について引き続き支援を行っていきます。

③ 通学路等における児童等の安全確保

- 「こども110番避難所協力者」などによる見守りの充実を図るとともに、保護者、地域、市、防犯関係機関が一体になって子どもたちの見守りの実施に努めていきます。
- 学校と子どもの安全対策について、学校、市、地域団体等が協議する場を設け、子どもを取り巻く環境の安全を図っていきます。

④ 防犯コーディネーターの仕組みの検討(新規)

- 地域安全の向上を図るため、地域防犯を俯瞰しながら地域の防犯情報を広く収集する自治体職員が地域の防犯コーディネーターとして活動できる仕組みを研究していきます。

⑤ 大学等との連携による新たな担い手の創出の検討(新規)

- 大学等との連携により新たな担い手を創出し、特殊詐欺・闇バイト等の被害等に遇わないための新たな啓発手法を検討・実施します。
- 大学等と連携し、若者・学生視点での闇バイトなど犯罪抑止のための啓発活動を展開していきます。
- 自治会加入率が低下しているなかで、新たな啓発手法やネットワークを検討していきます。

3 持続可能な防犯「環境づくり」(防犯を支える基盤)

◎ 重点取り組み

全国的に多発している特殊詐欺被害は、令和4年の警視庁管内の認知件数は17,570件、被害額約 370.8 億万円でした。前年と比べ、認知件数3,072件(21.2%)、被害額約 88.8 億円(31.5%)増加しています。

多摩市の認知件数 36件、被害額約6,929万円でした。前年と比べ、被害件数24件(66%)、被害額約3,368万円(51%)増加となりました。

被害の防止効果は、目に見えるものではありませんが自動通話録音機の貸し出しにより、犯罪を未然に防いだものも多数あると推測しています。

今後も特殊詐欺撲滅のため、自動通話録音機の普及活動を重点的に取り組んでいきます。

① 犯罪減少に向けた環境づくり

- 特殊詐欺は、高齢者が電話で犯人からの言葉巧みな話を聞くことで被害に遭う特徴があります。

自動通話録音機は、電話機の呼び出し音が鳴る前に発信者(犯人)に対して警告メッセージを流し、発信者(犯人)が通話を断念して被害を未然に防止する効果が期待できるため、市が無料で貸し出しています。この録音機をより多くの市民が設置できるようPR活動に取り組んでいきます。

- 市民生活の身近な交通手段である、自転車・バイク・自動車の盗難やいたずらは、主に駅周辺あるいは集合住宅内にある駐輪場や駐車場で行われることが多い状況にあります。そのため、これらの場所における盗難やいたずらがしにくいような環境整備(防犯カメラやセンサーライトの設置等)の促進を、自治会・管理組合、事業者等に働きかけることにより、体感としての犯罪抑止につなげていきます。

② 犯罪防止に配慮した道路・公園・居住空間づくりの促進

- 道路環境をより明るい空間にするため、街路灯の明かりや交通標識等の視認性を阻害している樹木の剪定あるいは伐採により街路樹の適切な植樹間隔を確保することで、見通しや景観に配慮した安全で安心できる道路環境に向けた取り組みを進めていきます。
- 街路灯をLEDに交換し、照度の改善と視認性の確保を図っていきます。
- 公園の樹木を剪定・伐採等により適切に管理することで見通しや交通安全面を確保し、犯罪の発生しにくい、くらしの安全安心とみどりの保全の調和に努めていきます。

③ 学校における安全確保の推進

- 全小・中学校において、不審者侵入時の対応マニュアルや子どもたちの防犯マニュアルの整備を図るとともに、施設の安全点検などを計画的に実施していきます。
- 通学路として指定されている道路については、毎年、教育委員会と連携しながら通学路の点検を実施し、改善を要する箇所の把握・抽出を行い、交通や防犯に関する注意喚起の表示などを設置していますが、引き続き樹木の剪定やグリーンベルトの敷設などの改善も図っていきます。
- 教職員の研修や児童・生徒の避難訓練、安全指導を定期的の実施し、安全管理の徹底に努めていきます。
- 小学校の通学路に、各校5台ずつ計85台の防犯カメラを設置していますが、引き続き適正な維持を行い安全安心の確保に努めていきます。

④ 見守り活動の充実

- 防犯パトロールを強化するため、市が所有している青色防犯パトロールカーを有効に活用するためにパトロール実施者証を取得している職員は、通常業務時でも青色防犯パトロール車へ乗車する際は、不審者などの発見に努め、まちの安全を図るため、青色回転灯を作動させ見守り活動を行います。
- 学校内外の安全確保のために、子ども見守りサポーターによる巡回促進に努めていきます。
- 協力事業者による多摩市地域見守り活動に関する協定締結事業者による日々の活動により、市内の高齢者・障がい者・子ども・乳幼児等で、困りごとを抱えている方や支援が必要だと思われる方を見守っていきます。

⑤ 防犯カメラの適切な設置運用

- 市民からの要望により、「多摩市の自治会等による防犯カメラ等の設置及び運用に関するガイドライン」を策定しました。このことにより、市などが設置した防犯カメラ以外に各自治会等が防犯カメラを設置しようとする際に参考になるルールをガイドラインという形で提供することができましたが、必要により社会情勢にあわせたガイドラインの見直しを行います。
- ドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用した見守りネットワーク化の検討を進めていきます。
- 個人のプライバシーに配慮しつつ、防犯カメラの適切な設置運用と今後の街頭防犯カメラの在り方について検討していきます。

⑥ 犯罪防止に配慮した共同住宅等の普及

- 「多摩市まちづくり条例」に基づく、共同住宅や特定小売店舗等の事前協議において、犯罪防止を図るために「東京都安全安心まちづくり条例」等に基づく指導等を行い、犯罪防止に配慮した共同住宅等の普及に努めます。

⑦ 自動通話録音機貸出事業の実施(目標値新設)

- 東京都内において、特殊詐欺で被害に遭う世帯の特徴は、65歳以上の高齢者が同居しているもしくは65歳以上のみ世帯であり、被害世帯の 10%を占めます。多摩市においても、東京都全体の傾向を参考とし、対象となる65歳以上の世帯数の 10%に対し、自動通話録音機の貸出しを目標とします。

⑧ 特定空家対策(新設)

- 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)及び、多摩市特定空家等の適正管理に関する条例(平成 28 年多摩市条例第 14 号)に基づき、市内空家等の適正な管理について取り組みを行ってきました。

引き続き取り組みを継続するとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第 50 号)の趣旨を踏まえて、空家の維持・管理についての相談窓口の紹介等や、空家の適正管理および有効活用に向けた普及・啓発を実施します。

また、新たに設けられる「管理不全空家」への対応として、所有者把握の円滑化を行うとともに、周囲への悪影響を及ぼす前の注意喚起を実施するとともに、必要により指導・勧告を行うことで、特定空家の指定に至らないような対応を実施します。

(参考) 多摩市における再犯防止の取り組み

～「多摩市再犯防止推進計画」を策定しています

全国における犯罪の認知件数は、平成 14 年をピークに減少していたものの、令和 4 年には 20 年ぶりに増加しました。近年は減少傾向にある一方で、検挙者の約 2 人に 1 人が再犯者という状況にあります。

このような状況において、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、再犯防止対策の必要性和重要性が指摘されたため、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)」が制定されました。

令和 3 年に多摩市においても、社会的に弱い立場の人々を含むすべての人を地域社会全体で包み支え合う「ソーシャルインクルージョン」の考え方のもと、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰することができるよう、再犯の防止を推進する取り組みを総合的に進めるため、「多摩市再犯防止推進計画」を策定しました。

再犯防止の取り組みについては、本計画の対象外ですが、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を図るためには、犯罪の未然防止だけでなく、再犯防止対策の推進が不可欠です。支援を必要とする犯罪をした者等の孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰ができるよう、犯罪や非行防止に対する市民の理解を深め、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画
－地域の力で安全安心のまちをつくる－
令和6年4月(第4期)

発 行 多摩市総務部防災安全課
〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1
TEL 042-375-8111(代)